

鈴鹿市電子図書館導入運用業務受注者選定プロポーザルに関する質問への回答

番号	文書名	仕様書等頁番号	質問事項	回答
1	実施要領 (様式4)		提案者情報について「書ききれない場合は、別紙による提出も可」と記載がございます。会社パンフレットや概要、実績一覧などを別紙でお付けすることはお認めいただけますでしょうか。	会社パンフレットや概要、実績一覧（以下「会社パンフレット等」という。）を別紙で提出いただいても差し支えありません。ただし、実施要領7ページ「12 企画提案書等の種類及び提出部数等」（3）キに記載の範囲（以下「企画提案書等の範囲」という。）に含まれない事項については、実施要領9ページ「13 プレゼンテーション及びヒアリング」（7）ウに記載の「企画提案書等に含まれない」ものとなりますので、プレゼンテーションに含む事項については、必ず企画提案書等の範囲に含んでください。 なお、評価につきましても、実施要領9ページ「14 選定手続」に記載のとおり、「企画提案書等の資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容」に基づき行うことから、企画提案書等の範囲に含まれない会社パンフレット等については、評価の対象となりませんので御注意ください。
2	実施要領 (様式5)		電子図書館サービスについて、図書館システム連携版などの導入により、システムディーラー経由にてお納めしている自治体様がございます。その場合、発注者としてはディーラー名を記入の上、業務名等に該当自治体がわかるよう記載すればよろしいでしょうか。	システムディーラー経由にて導入している場合は、実施要領（様式5）に含めて記載せず、実施要領6ページ「12 企画提案書等の種類及び提出部数等」（1）エ 企画提案書（任意様式）に可能な範囲で発注者名（自治体名）、業務名、契約期間のほか自治体と契約を締結しているディーラー名等を記載ください。
3	実施要領	7頁 12 企画提案書等の種類及び提出部数等のうち（3）キ	（様式6）を除いて30ページを上限とする、と記載がありますので、両面印刷で15枚30ページが基本となると存じます。その際、目次をお付けしてもよろしいでしょうか。また、目次は上限から除いていただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり（様式6）の表紙を除いて、両面印刷で15枚30ページが基本となります。目次を付けていただいても差し支えありません。また、目次は、上限の30ページには含まないものとします。なお、目次を付ける場合は、（様式6）の裏面を御活用ください。
4	実施要領(様式5)～(様式8)		正本について押印は必要でしょうか。	押印は不要です。 ただし、押印していただいても差し支えありません。
5	仕様書	3頁 11 電子図書館の運用管理(3)	日本国内のデータセンター内に構築したシステムを証するものとして、弊社の書式を様式4の提案者情報付帯資料として添付することはお認めいただけますでしょうか。	差し支えありません。 ただし、番号1の回答のとおり、プレゼンテーション及び評価の対象となるのは、企画提案書等の範囲となります。